

県立中学校長 様
県立高等学校長 様

高校教育課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について（通知）

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大については、菅義偉首相が東京都ほか3県（埼玉・千葉・神奈川）に対する緊急事態宣言を再発令する方針を表明したことに加え、本県においても高校生に感染者が出始めるなど、今後も油断できない状況となっております。

年度末に向けて、県内における感染がさらに拡大した場合には、学習が遅れることはもとより、公立高等学校入学者選抜、卒業式などの実施に影響を及ぼす恐れがあります。特に1月から2月にかけては、大学入学試験や部活動の大会等が行われることから、他県との往来や普段接しない人との接触による感染拡大が懸念されます。

については、令和2年12月18日付け教高ー2237（「部活動や大学受験等による高校生や教職員の他都道府県との往来に際しての新型コロナウイルス感染防止対策について」）で通知した内容と併せて、次のことに留意し、十分な感染防止対策を適切に講じるよう指導願います。

1 感染防止対策の徹底について

- ①感染していても無症状の場合があることから、校内外におけるマスクの着用を徹底させることなど、保護者と協力した上で、学校が組織として生徒・教職員の感染防止対策を努めること。
- ②生徒・教職員に日々の健康観察を徹底させるとともに、少しでも体調に異変があるときには、登校・出勤しないよう呼びかけること。
- ③首都圏等の感染が拡大している地域から生徒の家族等が帰省している場合、帰省の状況把握や家庭内における感染防止のための助言等に努めること。
- ④今後、部活動においては東北大会等が続くことから、大会への参加については、すでに参加を予定している場合であったとしても、本県や各都道府県の感染状況を踏まえた上で参加の是非について改めて判断すること。

2 連絡体制の再確認について

- ①保護者に対して、子供がPCR検査の対象となったり、感染の有無が判明したりした場合は、速やかにその情報を学校に連絡することについて、改めて協力を呼びかける

こと。

- ②生徒・教職員が感染した場合は、休日であっても速やかに管理職がその情報を入手することができるように、連絡体制を再確認するとともに、生徒・教職員・保護者に改めて連絡網について周知すること。また、生徒・教職員の感染が休日に判明した場合は、生徒については指導班（地域担当指導主事）、教職員については管理班（地区担当管理主事）にその旨を速やかに報告すること。なお、平日の場合はこれまで通り、保健体育課健康教育・食育班にその旨を報告すること。

3 その他

- ①感染者の症状が軽症で医療・療養施設に入院・入所した場合、「発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合」は退所可能となっている（令和2年6月12日付け健感発0612第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）。生徒・教職員がそれらの施設を退院・退所した後、出校させる時期については、本人・保護者の意向を踏まえ、学校医・学校薬剤師、高校教育課等に相談した上で、判断すること。
- ②生徒・教職員は日々の健康観察に努めるとともに、風邪症状が現れた場合は受診前に必ずかかりつけ医に電話相談させること。かかりつけ医がない場合などは、「あきた新型コロナ受診相談センター（コールセンター）」へ相談させること。

担 当 高校教育課指導班（藤澤 修）
電 話 （018）860－5165
FAX （018）860－5808
E-mail Fujisawa-Osamu@pref.akita.lg.jp